



新年のご挨拶



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

平成22年元旦



さくら通信のリニューアルについて

さくら通信は顧客の皆様への情報発信の手段として「最新の情報をわかりやすく」をモットーに17年1月に発刊し、本号で61号となりました。内容の未熟さにも係わらず多くの皆様にご愛読いただいておりますことを心より感謝しております。

さて、さくら通信は本号よりリニューアルすることとなりました。その概要は、以下のとおりです。

1. 紙面を倍(2面 4面)にする。
2. 専門分野に特化した連載をスタートさせる。具体的には、建設・資産税・医療・会計制度についてのコーナーを作る。
3. 税務カレンダー・社会保険労務カレンダーを掲載する。
4. その他
楽しく読んでいただける工夫をしたいと思います。



本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすく発信させていただきますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

(竹内洋一)

税務調査(任意調査)について

~税務調査対象の選定~

税務調査は、統括国税調査官が調査担当者に指令して実施されます。調査が何年毎かは、会社の規模、業績及び過去の調査実績等により異なってきます。一般的な中小企業ではおおむね3~7年毎に実施されるといわれていますが、大規模法人は毎年調査がありますし、小規模法人では10年以上調査がないケースもあります。

調査担当者は、申告書上の損益計算書及び貸借対照表の科目、利益率等について前年対比をし、異常点がある会社を選定します。また、別の税務調査記録や法定資料として収集した資料(資料せん)も確認します。

異常な増減がある場合や長期間調査がない場合のほか、税務調査先として選定される基準として、例えば以下のようなものがあります。

重点調査業種や好況業種

調査で問題点が発見された例が多い業種は重点調査業種とされます。現金取引の多い飲食業や不動産仲介業などです。最近でいえば、グレーゾーン金利返還を扱う法律事務所なども対象です。

税歴が良くない

過去の調査で、売上除外や架空人件費などで、重加算税等を課された会社などです。

投書や内部告発

退職をめぐりトラブルがあった元従業員や同業者からの告発があるようです。

不祥事のあった会社

刑事事件等の不祥事があった会社は、よく税務調査の対象とされます。

取引先企業の余波

例えば、取引先が当社からの売上を除外しているような場合、取引先の調査の余波で当社にも調査が及ぶといったこともあります。

(大寺)

新年おめでとうございます

さくら通信への初掲載により、社会保険労務士登録の報告ができることは幸せなことです。年金受給権を十分に満たしてからの勉強は、覚えては忘れ、忘れ、忘れ...の繰り返しでした。「継続は力」、
「忙しいから勉強できない、は言い訳にならない。みんな忙しい」これが夫・竹内洋一が常々言っている言葉です。世間には恐妻家みたいに言っておりますが、結構、教育夫なのです。

合格発表から日が経つにつれ、肩に重み加わりつつ、身の引き締まる思いです。これからも、事務所職員共々、新米アラカン社労士へのご支援、ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

今年も、皆様方にとって素晴らしい年でありますようお祈りしつつ、ご報告させていただきました。

(竹内 政代)



労働基準法が改正されます ~平成22年4月1日施行~

【 時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ 】 について注目し、お知らせ致します。

月60時間を超える時間外労働

法定割増賃金率 現行25% 改正後50%

(中小企業は当分の間、引き上げ猶予)

休日労働35%、深夜労働25%の割増率は変更ありません。

時間単位有給休暇の付与

割増賃金の引き上げ部分(25%)を、労使協定を結ぶことにより、時間単位で有給休暇の付与に替えることができます。

有給休暇の付与に替えた時間に対しても、現行どおり25%の割増賃金については支払い義務があります。

その他、【 育児・介護休業法 】についても改正があります。

短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化

子の看護休暇の拡充

父親の育児休業取得の促進

介護のための短期休暇制度の創設 等

(向)

1月の税務

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1) 提出期限...本年最初の給与支払日の前日
(2) 提出先...給与の支払者(所轄税務署長)
- 2 支払調書の提出 提出期限...2月1日
- 3 源泉徴収票の交付
(1) 交付期限...2月1日
(2) 交付先... (イ) 所轄税務署長 (ロ) 受給者
- 4 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限...2月1日
- 5 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
納期限...1月中で市町村の条例で定める日
- 6 21年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付納期限...1月12日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月12日までに納付、納期特例届出書提出者は1月20日までに納付)
- 7 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限...2月1日
- 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...2月1日
- 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...2月1日
- 10 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>...半期分
申告期限...2月1日
- 11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月、決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限...2月1日
- 12 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限...2月1日
- 13 給与支払報告書の提出
(1) 提出期限...2月1日
(2) 提出義務者...1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3) 提出先...給与の支払を受けている者を住所地の各市町村長

10日 一括有期事業開始届

<概算保険料160万円未満・請負金額19,000万円未満の工事> (労働基準監督署)

31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月~12月分> (労働基準監督署)

健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(社会保険事務所または健康保険組合・公共職業安定所)

労働保険料の納付<延納第3期分> (郵便局または銀行)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

(資産税係)

住宅取得投資金贈与の500万円非課税特例

適用期間が残り1年となりました!

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年1月1日において20才以上である者が、その者の直系尊属(父母や祖父母など)から住宅取得等資金の贈与を受けて、一定の新築住宅の取得等をした場合には、その住宅取得等資金のうち500万円までの金額(平成21年と22年合計して500万円)は、贈与税が非課税となっています。

原則として、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅の取得及び居住をすることや、贈与を受けた翌年3月15日までにこの特例の適用を受けた旨を記載し、必要な書類を添付した贈与税の申告をすることが必要です。

この500万円は、相続時精算課税や、暦年贈与の非課税枠110万円とは別枠です。つまり、相続時精算課税を選択していない方は、最大610万円まで贈与税がかからないということです。頭金にも十分使えそうですね。お子さんやお孫さんが住宅の取得を予定されている場合、その資金の贈与を検討されておられる方々は、この特例の適用を検討されてはいかがでしょうか? 詳しいことは、当社へおたずねください。

(坂田)

(医療係)

本年より病医院・診療所の税務に関連した様々な事項をお伝えしていきたいと考えております。

ところで皆様のお手元に、各市町村から22年度償却資産申告書(償却資産課税台帳)という書類が郵送されていることと思います。これは、各人が所有する減価償却資産に対して固定資産税を課税するための資料となるものです。

すべてに税金が課税される訳ではなく、免税点というものがあります。同一市町村内に所有する減価償却資産については150万円(経過年数等に応じた減価後)までの場合、課税されないこととなっています。医療機器は、総じて高額となりますので注意が必要です。

(田中)

(建設係)

新年より医療分野と共に建設業についても掲載を開始することとなりました。

建設関係の方々には最新の情報をいち早くお伝えすること、建設業以外の方々には建設業とはどんなものなのか、という内容で「わかりやすく」をモットーに発信していきたいと思っております。

さて、掲載を始めるにあたり「県内にはどれくらいの建設会社があるのだろうか?」と疑問に思い調べてみました。すると、平成20年度末の徳島県の許可業者数は3,729社あるそうです。しかも平成10年度末の4,296社から567社(13.1%)も減少していることが分かりました。県内の事業所数が約4万社といわれていますので、11社に1社が建設業という計算になります。

調べてみた結果、「意外と少ないんだな」というのが私の感想ですが、みなさんはいかが思われますでしょうか?

(岸上)

(会計制度)

今回から、基礎的な会計に関する連載を始めさせていただきます。とりとめのない文章になるかとは思いますが、宜しくお願い致します。

会計という言葉はニュース・新聞等で日常的に耳にされると思います。しかし、「そもそも会計とは何ぞや」と問われると困惑される方も多いのではないのでしょうか。辞書を引きますと、「金銭の収支や物品・不動産の増減など財産の変動、または損益の発生を貨幣単位によって記録・計算・整理し、管理および報告する行為。また、これに関する制度。」と例によって簡単なことを難しく表現していますが、要は「会計とは決算書(財務諸表)を作成するプロセス及び制度である」と理解すれば十分だと(個人的には)思います。

次回からは、決算書(財務諸表)の各項目の意味についてご説明する予定です。

(渡邊)



今月号よりさくら通信のリニューアルにつき、結成された「さくら通信編集部」です。編集部では、皆様に楽しく読んでいただけるよう、企画を考えていきたいと思っています。1月号は、「**当事務所の各課の紹介**」です。個性あふれる(?)記事をお楽しみください。



(平野)

資産税課・総務課

資産税課は、事務所のブレインである課長を筆頭に、事務所職員の手となり足となり頑張っています。総務課は、顧客管理、申告管理などを行っており、事務所職員みんなから頼られる存在です。

資産税課と総務課の共通点は、**お酒好き(?)**、**ラーメン好き**という噂もあります。ちなみに、お奨めのラーメン屋は、北田宮の三八・鴨島の王将・徳島駅前の麵王・南田宮の春陽軒と皆バラバラです(^_^)

税務部 第1課

第1課は、社内で唯一入社が**10年以上のベテラン**が揃う課となっています。

課長の木下浩明を筆頭に、次期課長候補の岸上太吉、課内唯一の女性である仁木時子、人事異動により1課に配属されたばかりの後藤哲也の男性3名、女性1名の構成となっています。木下は自宅で亀を育てています。岸上はおもしろいバッチを集めています。仁木は傘を盗んだ高校生を自転車で追いかけたことがあります。後藤は普段から声が大いなのでヒソヒソ話ができません。そんな個性に満ちあふれた1課をこれからもよろしくをお願いします。

税務部 第2課

私達2課は、さくら通信で掲載されました事務所3人目の会計士、東大卒の彼が所属しています。学歴、資格等を聞いてどんな彼を想像されますか?実際の彼は皆様の予想?とは違い、柔軟な(?)?考えや行動の持ち主であり、音楽を好み、今流行の男性**スイーツ好き**でもあります。掲載後も彼の人物像を聞かれた事がありますので、今回は軽く触れました。皆様の反響次第で又紹介をさせていただきます。直接会いたい方は事務所までお越し下さい。

税務部 第3課

第3課は、男性課長1人、女性4人で構成された '**アラフォーハーレム?**' です。

血液型も見事にバラバラで個性的なメンバーを、黒一点の課長は必死に(泣)まとめています。

でも、世代は同じみたいで、昔話になると妙に、「そうそう◎」とみんなの距離が急に近くなることも、仕事においても「そうそう!」とみんなの意見が一致すればいいのですが、そうともいかずいろいろ意見交換しながら、今日も奮闘しています。

税務部 第4課

第4課は、税理士法人唯一の女性課長に率いられている女性3名・男性2名の課です。

特に特徴はないですが、どーしても無理にでもというならば・・・

平均年齢39歳(誰が引き上げているかは**秘密**・・・)なかでも、一番の人気者は入社4年目第4課最若手の待田、見るからにお人好しで、誰からも好かれるキャラ!和気あいあいとがんばっています。

税務部 第5課

私達5課は男性1名(課長)女性3名で構成され、事務所で1番平均年齢が若い(精神年齢はもっと若い!?)**美男美女**の課です。しかし、女性3名の性格はオッサンです。くしゃみの仕方、会話、仕草...うう~ん...なんだかすべてが**オッサン**です。

またお菓子が大好きで、なければ禁断症状がでるほどです(笑)

そんなお茶目な5課ですが、デキル課長を筆頭にこれからは頑張っていくのでよろしくをお願いします!!!

社会保険部門

社会保険部門は、木村(義)先生と木村(喜)先生をはじめ、昨年社労士に合格した竹内(政)先生を筆頭に、男性2名、女性6名の幅広~い年齢で構成されております。

昨年9月より新人女性が入社し、一層華やかになった社会保険部門。

人生の楽しさ・ささも教わりつつ、笑いのたえない課ですが、仕事は「真面目に」、お客様のお力になれるよう日々努力をしております。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

弊社では年末年始休暇を12月29日(火)から1月3日(日)とさせていただきます。年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけするかと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。